

(3) 最終処分場（第2期）建設工事の影響

存在・供用時の施設の稼働に伴う影響と最終処分場（A案）の第2期建設工事時の建設作業及び資機材運搬車両による影響が複合した場合の大気汚染、騒音及び振動の複数案別の予測結果を表9-3-4～表9-3-5に示す。すべての案で評価に関する基準値を満足する結果であった。

表9-3-4 最終処分場（A案・第2期）建設作業の環境影響

影響要因	大気汚染			騒音(L_5) (dB(A))	振動(L_{10}) (dB)
	粉じん (t/km ² /30日)	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		
施設の稼働と 第2期建設工事	6.43	0.0235	0.0466	50.5	54.6
評価の基準値	20以下	0.04以下	0.10以下	55以下	60以下

注) 大気汚染の二酸化窒素、浮遊粒子状物質濃度は日平均値

騒音・振動は敷地境界における最大値

表9-3-5 最終処分場（A案・第2期）建設に伴う資機材運搬車両の環境影響

影響要因	大気汚染		騒音(L_5) (dB(A))	振動(L_{10}) (dB)
	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		
施設の稼働と 第2期建設工事	0.030	0.050	75.1 ^{※)}	48.5
評価の基準値	0.04以下	0.10以下	75以下	65以下

注) 大気汚染の二酸化窒素、浮遊粒子状物質濃度は日平均値

騒音・振動は予測地点のうちの最大値

※) 騒音の環境基準に係る評価においては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成12年4月、環境庁）において、「例えば基準値が60dBであれば、整数化した後の61dB以上を基準値を超過すると判定する。」としていることから、環境保全に係る基準または目標に適合すると評価した。

(4) 複数案の総合評価

最終処分場の複数案について、工事時、存在・供用時及び存在・供用時に最終処分場（第2期）が重複する場合の予測・評価の結果、すべての結果で環境保全に係る基準または目標値を満足する。

また、環境配慮事項・環境保全措置は複数案について、すべて共通して行われることから、最終処分場の複数案については、どの案においても環境への影響は最小化されている。

なお、評価書提出段階においては、施設の規模について、埋め立て容量を約30万立方メートルとして、今後実施設計を進めることとなったが、検討した複数案におけるB案又はC案と同じ埋め立て容量であること、配置としては、B案（下流案）とC案（上流側）の範囲内となると想定されることから、環境影響については、検討した複数案における検討結果の範囲内となり、同じ評価結果となるものと考えられる。

第 10 章 関係地域の設定

第10章 関係地域の設定

10.1 環境に影響を及ぼす地域の設定

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「山梨県環境影響評価条例第16条第3項」に基づき、事業者が設定するものである。

その設定の考え方については、本事業の実施による工事中及び存在・供用時の環境影響要因と事業活動による影響の内容の環境影響評価項目に対する周辺地域への影響の程度を把握することで設定した。

10.2 関係地域（環境に影響を及ぼす地域）

環境に影響を及ぼす地域の考え方に基づき、事業活動による環境への影響が懸念される環境影響評価項目と市町の関係を表10-2-1(ごみ焼却施設(地域振興施設を含む))及び表10-2-2(最終処分場)に示した。

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図10-2-1に示すとおり、煙突の位置より半径約1.9kmの範囲に位置する笛吹市及び甲府市のそれぞれの一部を対象とした。

関係地域 : 笛吹市及び甲府市のそれぞれの一部

表10-2-1 事業活動による環境への影響が懸念される環境影響評価項目と市町の関係

対象施設	時期	環境影響要因	事業活動による 主な影響の内容	環境影響評価 項目	関係地域	
					笛吹市 の一部	甲府市 の一部
ごみ焼却 施設(地 域振興施 設を含 む)	工事時	造成等の工事 による一時的 な影響	・ 現況地形の形状及び土地利 用の変化、造成等の工事の 実施による粉じん、降雨時 の濁水の発生	大気汚染	○	△
				水質	○	△
				動植物等	○	△
	建設機械の稼 働	建設機械の稼 働	・ 建設機械の稼働に伴う排出 ガス、騒音、振動、温室効 果ガスの発生	大気汚染	○	○
				騒音・振動	○	×
				温室効果ガス	○	○
	資機材の運搬 車両の走行	資機材の運搬 車両の走行	・ 資機材運搬車両の走行に伴 う排出ガス、騒音、振動、 温室効果ガスの発生	大気汚染	○	○
				騒音・振動	○	○
				温室効果ガス	○	○
	存在・ 供用時	施設の存在	・ 新たな工作物(焼却溶融施 設、リサイクル施設、余熱 利用施設、防災調整池等) の出現	水象	○	△
				日照阻害	○	×
				動植物等	○	△
				景観	○	△
				触れ合い	△	△
		施設の稼働	・ 施設の稼働に伴う排ガス、 悪臭の漏洩、騒音、低周波 音、振動、排水、廃棄物、 温室効果ガスの発生、地元 還元施設の地下水の揚水	大気汚染	○	○
				悪臭	○	△
				騒音・振動	○	×
				地盤沈下	×	×
				廃棄物	○	×
				温室効果ガス	○	○
	廃棄物運搬車 両の走行	廃棄物運搬車 両の走行	・ 廃棄物運搬車両の走行に伴 う排出ガス、悪臭の漏洩、 騒音、振動、温室効果ガス の発生	大気汚染	○	○
				悪臭	○	○
				騒音・振動	○	○
				温室効果ガス	○	○

注: ○: 環境に影響を及ぼす地域

△: 環境に影響を及ぼす地域としては小さいと予測される地域

×: 環境に影響を及ぼす地域ではない

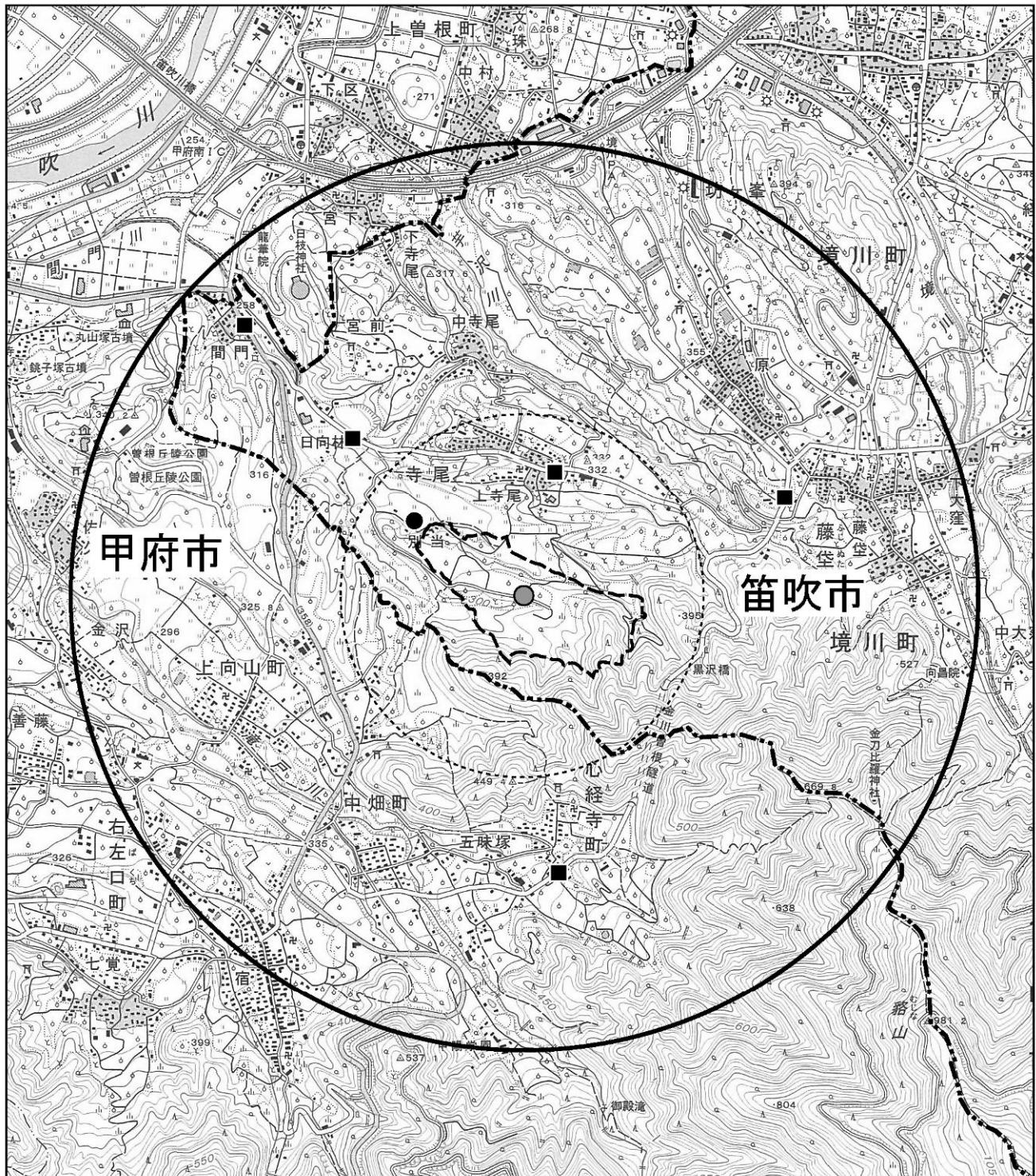
表 10-2-2 事業活動による環境への影響が懸念される環境影響評価項目と市町の関係

対象施設	時期	環境影響要因	事業活動による 主な影響の内容	環境項目	関係地域	
					笛吹市 の一部	甲府市 の一部
最終処分場	工事時	造成等の工事による一時的な影響	・ 現況地形の形状及び土地利用の変化、造成等の工事の実施による粉じん、降雨時の濁水の発生	大気汚染	○	△
				水質	○	△
				動植物等	○	△
	建設機械の稼働		・ 建設機械の稼働に伴う排出ガス、騒音、振動、温室効果ガスの発生	大気汚染	○	○
				騒音・振動等	○	×
				温室効果ガス	○	○
	資機材の運搬車両の走行		・ 資機材運搬車両の走行に伴う排出ガス、騒音、振動、温室効果ガスの発生	大気汚染	○	○
				騒音・振動	○	○
				温室効果ガス	○	○
存在・供用時	施設の存在		・ 新たな工作物（埋立地、浸出水処理施設、防災調整池等）の出現	水象	○	△
				地盤沈下	△	×
				動植物等	○	×
				景観	○	△
				触れ合い	△	△
	浸出水処理設備からの処理水の放流		・ 廃棄物の埋立による埋立地からの浸出水、排水（浸出水処理水）の発生	騒音・振動	○	×
				廃棄物	○	○
				温室効果ガス	○	○
	埋立作業		・ 廃棄物の埋立による埋立地からの粉じん、騒音、振動、温室効果ガスの発生	大気汚染	○	△
				騒音・振動	○	×
				温室効果ガス	○	△
	施設（埋立地）からの悪臭の発生		・ 廃棄物の埋立による埋立地からの悪臭の発生	悪臭	○	△
最終処分場	施設の稼働		・ 施設の稼働に伴う排ガス、悪臭の漏洩、騒音、低周波音、振動、排水、廃棄物、温室効果ガスの発生、地元還元施設の地下水の揚水	大気汚染	○	○
				悪臭	○	△
				騒音・振動	○	×
				地盤沈下	×	×
				廃棄物	○	×
				温室効果ガス	○	○
	廃棄物運搬車両の走行		・ 廃棄物運搬車両の走行に伴う排出ガス、悪臭の漏洩、騒音、振動、温室効果ガスの発生	大気汚染	○	○
				悪臭	○	○
				騒音・振動	○	○
				温室効果ガス	○	○

注：○：環境に影響を及ぼす地域

△：環境に影響を及ぼす地域としては小さいと予測される地域

×：環境に影響を及ぼす地域ではないと判断される地域



注1) 平成16年10月12日、平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、
旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。

注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

凡　例	
	対象事業実施区域
	行政界
	大気質関係予測地点
	大気質(煙突排ガス)煙突高100mの場合の最大着地地点までの距離
	大気質関係予測地点及び最大着地地点の2.5倍の距離を設定



S=1:25000

0 250 500 750 1000m

図 10-2-1 環境に影響を及ぼす地域

第 11 章 準備書からの修正の内容

第11章 準備書からの修正の内容

環境影響評価準備書から環境影響評価書への見直しにおける修正の内容を表11-1-1～2に示す。

表 11-1-1(1) 準備書から評価書への修正の内容

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
修正事項なし	
第2章 対象事業の目的及び内容	
環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 2. 1 2. 2. 1 対象事業の背景と目的 2) 最終処分場	p. 2. 1 最終処分場の事業の背景について、最新の状況を踏まえ、内容を更新しました。
p. 2. 8 図 2-2-3 施設配置計画及び動線計画	p. 2. 8 ごみ処理施設の施設配置計画及び動線計画図内に廃棄物運搬車両の待機場所を示しました。
p. 2. 16 4) 最終処分場の施設計画	p. 2. 16 最終処分場の施設規模について、市町村等との協議の状況と環境影響評価手続きにおける事業規模の取り扱いの考え方を示しました。
p. 2. 25 2. 2. 3 運営・管理計画 1) ごみ処理施設 ③ 廃棄物運搬車両台数及び運搬ルート	p. 2. 25 「③廃棄物運搬車両台数及び運搬ルート」について、各市の市役所から対象事業実施区域までの距離を示し、対象事業実施区域への到着時刻が分散することを示しました。 「④廃棄物運搬車両待機場所」を追加し、ごみ処理施設内に廃棄物運搬車両台数を設置することを示しました。
p. 2. 29 3) 工事計画 (2) 車両運行計画	p. 2. 29 工事時の車両台数内訳について、転記ミスがありましたので修正しました。なお、合計車両台数は変わらず、この修正に伴う予測・評価の変更はありません。
p. 2. 33 4) 環境保全計画	p. 2. 33 環境配慮事項について、事業者の追加、変更等があった場合においても確実に継承する旨を示しました。 (1) 計画・設計段階の環境配慮事項 ごみ処理施設及び最終処分場の計画・設計段階における環境配慮事項について追加しました。 (2) 工事時の環境配慮事項 工事時の環境配慮事項について、各項目の予測・評価の追加、修正に応じ追加、修正をおこないました。 (3) 供用時の環境配慮事項 供用時の環境配慮事項について、各項目の予測・評価の追加、修正に応じ追加、修正をおこないました。
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	
p. 3. 111 ⑤ 水質汚濁 (ア) 環境基準	p. 3. 111 表 3-2-98 人の健康の保護に関する環境基準について、カドミウムの基準値が見直されましたので、対応して数値を修正しました。 旧) 0.01mg 以下、現) 0.003mg 以下 (平成 23 年 10 月 27 日施行)
P. 3. 115 (イ) 規制基準 ア) 水質汚濁防止法	P. 3. 115 表 3-2-102(1) 排水基準を定める総理府令「水質汚濁防止法」に基づく一律排水基準について、1, 1-ジクロロエチレンの基準値が見直されましたので、対応して数値を修正しました。 旧) 0.2mg/l 現) 1.0mg/l (平成 23 年 11 月 1 日施行)
第4章 方法書並びに準備書に対する意見及び事業者の見解	
p. 4. 8 2) 方法書についての知事の意見に対する事業者の見解	p. 4. 7 表 4-1-3 方法書についての知事の意見と事業者の見解「5. 環境影響評価手法の選定 (第4章関係)」の知事の意見に対する事業者の見解中の参照ページにつきまして、正しい参照ページに修正しました。 誤) P. 資. 2. 6. 24 正) P. 資. 2. 6. 30～資. 2. 6. 31 誤) P. 6. 507 正) P. 6. 541
	p. 4. 12～4. 31 準備書に対する意見及び事業者の見解を追加しました。

表 11-1-1(2) 準備書から評価書への修正の内容

環境影響評価準備書	環境影響評価書
第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	
p. 5.1 5.1 環境影響評価項目及び予測評価の手法設定の考え方	p. 5.1 最終処分場の埋立容量が 30 万 m ³ として、今後実施設計が進められることとなつたことに対し、本環境影響評価における環境影響評価項目並びに予測・評価項目の選定についての考え方を示しました。
第6章 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果	
6.1 大気汚染	
p. 6. 77 表 6-1-62(1) 表 6-1-62(2)	p. 6. 77 準備書の表 6-1-58(1)、表 6-1-58(2)から表 6-1-62(1)、表 6-1-62(2)への予測結果の転記ミスがあつたため評価書の表 6-1-62(1)、表 6-1-62(2)の予測結果の数値を修正しました。評価の結果は変更ありません。
p. 6. 91 表 6-1-68(1) p. 6. 92 表 6-1-68(2) p. 6. 95 表 6-1-72(1) p. 6. 96 表 6-1-72(2)	p. 6. 91～6. 92、p. 6. 95～6. 96 表 6-1-68(1)、表 6-1-68(2)の No. 4、No. 5 及び表 6-1-72(1)、表 6-1-72(2)の No. 2～No. 5 において②地域振興施設と③最終処分場の数値が入れ違になつたため修正しました。評価の結果は変更ありません。
p. 6. 113 (イ)1 時間値濃度予測 (短期濃度予測)	p. 6. 113～6. 115 下層逆転、全層逆転、上層逆転の発生状況を季節別、大気安定度別、調査時間別に整理を行い、追記しました。
準備書に対象記載なし。	p. 6. 139 年間の地上気象調査で実施した地上 1.5m と地上 9.5m の気温の調査結果について、時間別の発生状況の整理を行い、追記しました。また、逆転層発生時の廃棄物運搬車両の走行による影響について、大気安定度 G の強安定状態として点煙源からの短期拡散計算を行い、結果を追記しました。
p. 6. 137 表 6-1-105	p. 6. 140 「特に接地逆転層により大気汚染物質が拡散しにくい早朝及び夕方に搬入が集中することのないように計画する。」という文章を追記しました。
p. 6. 137 表 6-1-105	p. 6. 140 「(6)環境保全措置の内容と経緯①環境配慮事項」に「関係機関への低公害車両の導入の要請」を追加しました。
6.2 悪臭	
p. 6. 150 ③埋立地から発生する悪臭	p. 6. 152 埋立対象廃棄物が類似する一般廃棄物最終処分場の調査事例を参考に、最終処分場からの悪臭の影響の程度について予測・評価を行い、結果を追記しました。
6.3 騒音	
p. 6. 183 (イ)環境保全措置ありの場合	p. 6. 184～6. 186 予測検討における仮囲いの条件、位置図及び仮囲い設置時の計算結果を追記しました。
p. 6. 194 表 6-3-31	p. 6. 198 準備書の表 6-3-30 (評価書表 6-3-31) から表 6-3-31 (評価書 6-3-32) への予測結果の転記ミスがあつたため評価書の表 6-3-32 の予測結果の数値を修正しました。評価の結果は変更ありません。
p. 6. 214 (8)評価結果 ①環境への影響の回避または最小化に係る評価	p. 6. 218 評価結果の部分において、夜間における現況値よりも施設からの音の予測結果が 8～10dB(A) 低いことから自然環境との調和が図られることを追記しました。
p. 6. 207～6. 215 (ウ)予測条件の設定 ア)騒音発生施設の条件	p. 6. 210～6. 219 廃棄物最終処分場の埋立て作業に用いる建設機械として、展開作業に係る建設機械を 1 台追加し再度検討を行い、予測値の修正を行いました。
6.4 空気振動 (低周波音)	
修正事項なし	
6.5 振動	
修正事項なし	

表 11-1-1(3) 準備書から評価書への修正の内容

環境影響評価準備書	環境影響評価書
6.6 水質汚濁	
p. 6. 277 5) 調査結果	p. 6. 281 No. 4 地点について、測定結果を補完するため、事業着手までの間に浮遊物質量及び河川流量の測定を実施することを追記しました。
準備書に対象記載なし。	p. 6. 294 「(1)予測項目」の部分に、温泉掘削に伴う排水及び汚泥の適正処理の考え方を資料編に示すことを記載し、資料編(資料 2.4.3)に考え方を追加しました。
準備書に対象記載なし。	p. 6. 294 「(1)予測項目」の部分に、供用時の道路の凍結防止剤(融雪剤)による地下水への影響についてを資料編に示すことを記載し、資料編(資料 2.4.3)に検討結果を追加しました。
p. 3. 291 ②予測条件の設定	p. 6. 295 予測条件として、現地調査結果の1回目の結果は使用せず、2回目の調査結果のみを使用する根拠を追記しました。
p. 6. 293 オ. 調整池の規模 p. 6. 294 (5) 予測結果 p. 6. 296 (8) 評価結果	p. 6. 297~6. 300 防災調整池の容量について、最新の情報を元に調整池容量を修正して再計算を行い、結果を修正しました。また、各調整池の図面を資料編(資料 2.4.1)に追記しました。
p. 6. 296 (8) 評価結果 ①環境への影響の回避または最小化に係る評価	p. 6. 300 防災調整池が完成するまでの間の仮設沈砂池の設置及び調整池の管理について追記しました。
p. 6. 296 (8) 評価結果 ② 環境保全に係る基準または目標との整合性に係る評価	p. 6. 300 工事中の防災調整池における濁水の監視方法を資料編に示すことを記載し、資料編(資料 2.11.2)に監視の手法を追記しました。
6.7 水象	
p. 6. 300 (1) 河川の状況(流量)	p. 6. 304 No. 1 の流量に関する説明について適切な表現に修正しました。
p. 6. 312~6. 321 6.7.2 予測及び評価の結果 1) 施設の存在による河川下流の流況の変化の影響	p. 6. 316~325 開発後の流域区分について、準備書では最終処分場の埋立をおこなう範囲からの雨水を河川へ放流する条件で予測をおこなっていましたが、当該範囲の雨水は浸出水処理施設を経て公共下水道へ放流される計画であることから、その計画に対応して再計算をおこないました。 この結果によって、表面流出量及び地下水流出量は準備書に記載した値から変化しますが、評価結果については準備書と同様の結論となっています。
6.8 地盤沈下	
修正事項なし	
6.9 土壌汚染	
p. 6. 354 ①環境配慮事項	p. 6. 358 環境配慮事項に「最終処分場周辺の定期的な清掃」、「定期的な土壌調査の実施」を追加しました。
p. 6. 354 ②環境保全措置	p. 6. 359 環境保全措置に「搬出記録の作成」、「休耕田からの発生土の定期測定」を追加しました。
6.10 日照阻害	
修正事項なし	
6.11 陸上植物	
p. 6. 371 3) 調査方法	p. 6. 377 マツバラン追加調査について、指導を受けた専門家の氏名、所属を示しました。
p. 6. 407 (6) 環境保全措置の内容と経緯 ①環境配慮事項	p. 6. 413 環境配慮事項に「希少植物へ配慮した計画・設計」、「生息地の改変回避」を追加しました。
p. 6. 407~6. 408 ②環境保全措置	P. 6. 413~6. 414 環境保全措置に「保全すべき植物種に配慮した工事工程の検討」を追加するとともに、「マツバランの生育環境調査及び試験移植」について内容を具体的な内容を示しました。

表 11-1-1(4) 準備書から評価書への修正の内容

環境影響評価準備書	環境影響評価書
6.12 陸上動物	
p. 6. 530 (6) 環境保全措置の内容と経緯 ①環境配慮事項	p. 6. 536 環境配慮事項に「ロードキル防止の注意喚起」、「保全すべき動物種に配慮した工事工程の検討」を追加しました。
p. 6. 532～534 ②環境保全措置	p. 6. 538 ミゾゴイに対する環境保全措置として、「モニタリング調査結果は、ミゾゴイに対するより効果的な保全対策検討のための基礎データとして活用する。」、「河川付け替え工事時期はミゾゴイの渡りの時期、繁殖時期を考慮するとともに、工期を極力短縮する。」、「蟹沢川付替河川における採餌環境の整備にあたっては、周辺植物の利用により採餌場所の上部を覆うなど隠れ場所の創出を図る。」ことを追記しました。 p. 539 オオタカに対する環境保全措置として、「モニタリング調査に際しては周辺の営巣可能木の分布状況を把握する。」、「工事中に仮に近接地における営巣を行わなかった場合においても、周辺地域におけるオオタカの営巣状況の調査を行う。」ことを追記しました。 p. 540 フクロウに対する環境保全措置として、「施設供用後の夜間照明が周辺樹林を照射しないよう遮光対策を講じる。」、「対象事業実施区域内の植栽にはコナラ、シラカシ等の本種の捕食対象となるネズミ類等の餌供給源となる樹木を植栽する。」、「対象事業実施区域内の残置緑地にフクロウを対象とした巣箱を設置する。」ことを追記しました。
p. 6. 536 (8) 評価結果 ①環境への影響の回避又は最小化に係る評価	p. 542 フクロウの環境保全措置の評価に環境保全措置の検討経過を追記し、内容を修正しました。
6.13 水生生物	
修正事項なし	
6.14 生態系	
p. 6. 562 5) 調査結果 (1) 生態系の概要	p. 6. 568～6. 569 生態系の概要の項に、対象事業実施区域及び周辺の「土地利用の変遷」、「潜在自然植生」及び潜在自然植生図（図 6-14-1）を追加しました。
p. 6. 563 (2) 要素別の生態系の概要	p. 6. 574 動植物の生息環境区分の分布を示した生息環境区分分布図（図 6-14-3）を追加しました。
p. 6. 580 表 6-14-9 評価対象種とその選定理由	p. 6. 585～6. 587 生態系評価指標種の選定について、新たに項目を追加し、選定経緯を示しました。
p. 6. 577 ①HSI モデルによる定量評価 イ 検討体制	p. 6. 590 HSI モデルによる定量評価の検討体制について、専門家の氏名、所属を示しました。
p. 6. 578 ②オオタカへの影響に関する定量評価 イ 検討体制	p. 6. 589 オオタカへの影響に関する定量評価の検討体制について、専門家の氏名、所属を示しました。
p. 584 多自然型河川に係る整備方針 (図 6-14-10)	p. 6. 539～595 生態系に関する環境保全対策について、保全対策の方針を示すとともに、動物の移動経路を阻害しない植栽のイメージ図（図 6-14-13(3)～(4)）を追加しました。
準備書に対象記載なし	p. 6. 590, 6. 611～614 ミゾゴイについて現地調査結果で得られた知見をもとに、対象事業実施区域に適用できる HSI モデルを構築し、それを用いて定量的な予測・評価を行いました。その内容を評価書に記載しました。
p. 6. 600～601 ②環境保全措置	p. 6. 617～619 オオタカ、ミゾゴイ、フクロウについて、陸上動物（p6. 538～540）と同様の環境保全措置を追加しました。

表 11-1-1(5) 準備書から評価書への修正の内容

環境影響評価準備書	環境影響評価書
6.15 景観・風景	
p. 6. 638～6. 640	p. 6. 654 色彩や形状の検討について、山梨県景観アドバイザー制度によるアドバイザーの助言を受けながら行つたことを追記しました。
p. 6. 638～6. 640	p. 6. 655～6. 677 建物の色彩及び形状についてフォトモンタージュによる検討パターンを増加して再検討を行い、結果を記載しました。
準備書に対象記載なし。	p. 6. 678～6. 682 建物の形状の検討について、3DCG を用いた検討を実施し、結果を記載しました。
準備書に対象記載なし。	p. 6. 683 ごみ処理施設の稼働において煙突から白煙が発生することを追記しました。
p. 6. 641 表 6-15-11	p. 6. 684 表 6-15-12 の「建物等の色彩の配慮」を検討結果に合わせ、「建物等の色彩及び形状の配慮」に修正しました。
p. 6. 641 表 6-15-11	p. 6. 684 表 6-15-12 の注釈に植栽種の選定について追記しました。
p. 6. 642 環境保全に係る基準または目標との整合性に係る評価	p. 6. 685～6. 686 「美しい県土づくりガイドライン」における「形態」及び「色彩」の記載内容に合わせて文章を修正しました。
6.16 人と自然との触れ合いの活動の場	
修正事項なし	
6.17 廃棄物・発生土	
p. 6. 662 (6)環境保全措置の内容と経緯 ①環境配慮事項	p. 6. 704 「甲府・峡東地域 循環型社会形成推進地域計画（変更）【第1次】」（平成19年3月 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合、甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市）における溶融スラグに関する記述を抜粋し、追記しました。
p. 6. 663 表 6-17-6	p. 6. 705 「溶融スラグの有効利用」に事業者または事業者構成自治体において、溶融スラグの具体的な有効利用計画等が策定された場合には公表する旨を追記しました。
6.18 大気汚染物質・水質汚濁物質	
修正事項なし	
6.19 温室効果ガス等	
p. 6. 672 ②最終処分場の稼働に伴い排出される温室効果ガス	p. 6. 714～6. 715 埋立対象廃棄物が類似する一般廃棄物最終処分場の調査事例をもとに、温室効果ガス排出量（メタン、二酸化炭素）を算出し、その結果を記載しました。
p. 6. 673 (6)環境保全措置の内容と経緯 ①環境配慮事項	p. 717 高効率発電による発電量等を追加しました。（表 6-19-8） また、余剰電力量に相当する世帯数を修正しました。
第7章 環境保全措置	
p. 7. 1 表 7-1-1(1) 工事時の環境保全措置	p. 7. 1 工事時の環境保全措置として以下の事項を追加、修正しました。 「工事の実施中の土壤汚染の最小化」として、「搬出記録の作成」、「休耕田からの発生土の定期測定」 「動植物の生息環境の保全」として、「マツバランの生育環境調査及び試験移植」の内容の具体化、「残置緑地内に生育する保全すべき植物種の生育地保護柵の設置」、「残置緑地内に生育する保全すべき植物種の生育状況モニタリング」
P7. 2 表 7-1-2 存在・供用時の環境保全措置	p. 7. 2 存在・供用時の環境保全措置として以下の事項を追加、修正しました。 「施設の稼働に伴う騒音の影響の最小化」として、「資機材運搬車両の速度制限（最終処分場（第2期）建設工事） 「動植物の生息環境の保全」として、「カヤネズミの保全」、「ノスリの保全」、「フクロウの保全」、「タカチホヘビの保全」、「サラサヤンマの保全」、「オジロサナエの保全」、「オオムラサキの保全」、「トラフカミキリの保全」

表 11-1-1(6) 準備書から評価書への修正の内容

第8章 事後調査計画	
準備書に対象記載なし。	p. 8.1～8.2 水質に関する事業着手前の調査について追記しました。
p. 8.4 8.2.2 存在・供用時	p. 8.5 冒頭の文章に『地下水質の調査については、管轄する行政機関と調査内容及び水質異常確認時の連絡体制等について事前に協議を行う。』という文章を追記しました。
p. 8.4 表 8-2-2	p. 8.5 悪臭の事後調査地点として、ごみ焼却施設の煙突排出口もしくは煙道を追加しました。
p. 8.4 表 8-2-2	p. 8.5 空気振動（低周波音）について、存在・供用時の事後調査項目を追加しました。
準備書に対象記載なし。	p. 8.7 「環境影響が著しい」と判断する基準等を設定し、追記しました。
第9章 環境影響の総合的な評価	
p. 9.5 9.3.2 最終処分場 (4)複数案の総合評価	p. 9.5 最終処分場の埋立容量が 30 万 m ³ として、今後実施設計が進められることとなったことに対し、複数案の予測結果を踏まえた検討結果を追加しました。
第10章 関係地域の設定	
修正事項なし	
第11章 環境影響評価書作成の委託先	
修正事項なし	

表 11-1-2 準備書 資料編から評価書 資料編への修正の内容

資料編	
2.1 大気汚染	p. 資 2.1.303 予測に用いた発生源から予測地点までの距離について整理した資料を資料 2.1.5 として追加しました。
2.2 騒 音	p. 資 2.2.52 予測に用いた発生源から予測地点までの距離について整理した資料を資料 2.2.5 として追加しました。
2.3 振 動	p. 資料 2.3.28 予測に用いた発生源から予測地点までの距離について整理した資料を資料 2.3.4 として追加しました。
2.4 水質汚濁	p. 資 2.4.1 各調整池の図面を資料 2.4.1 として追加しました。 p. 資 2.4. 工事中の防災調整池における濁水の監視方法を資料 2.4.2 として追加しました。 p. 資 2.4.4 温泉掘削に伴う排水及び汚泥の適正処理の考え方を資料 2.4.3 として追加しました。 p. 資 2.4.4 供用時の道路の凍結防止剤（融雪剤）による地下水への影響の検討結果を資料 2.4.3 として追加しました。
2.9 生態系	p. 資 2.9.3～p. 資 2.9.38 生態系の資料編にHEPを用いた定量評価及びミゾゴイの定量評価の資料として、以下の事項を追加しました。 「対象種のHSIモデル構築」、「ヤマアカガエルSI、HSI算定結果」、「ゲンジボタルSI、HSI算定結果」、「オオムラサキSI、HSI算定結果」、「テンSI、HSI算定結果」、「ミゾゴイ生息環境の定量化モデル検討」、「ミゾゴイSI、HSI算定結果」
2.11 廃棄物・発生土	「甲府・峡東地域 循環型社会形成推進地域計画（変更）【第1次】」を資料 2.11.2 として追加しました。

第12章 評価書からの補正の内容

第12章 評価書からの補正の内容

環境影響評価書からの補正内容を表 12-1-1 に示す。

表 12-1-1(1) 環境影響評価書の補正内容

環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
p. 1. 1 1. 1 事業者の名称	p. 1. 1 最終処分場の事業者を「山梨県市町村総合事務組合」に変更しました。 【その他の補正】
p. 1. 1 1. 2 代表者の氏名	p. 1. 1 最終処分場の事業者の変更に伴い、代表者の氏名を変更しました。 【その他の補正】
p. 1. 1 1. 3 主たる事務所の所在地	p. 1. 1 最終処分場の事業者の変更に伴い、主たる事務所の所在地を変更しました。 【その他の補正】
第2章 対象事業の目的及び内容	
p. 2. 1 2. 2. 1 対象事業の背景と目的 1) ごみ処理施設及び（仮称）地域振興施設	p. 2. 1 ごみ処理施設の事業の背景について、最新の状況を踏まえ、内容を更新しました。 【その他の補正】
p. 2. 1～2. 2 2. 2. 1 対象事業の背景と目的 2) 最終処分場	p. 2. 2 最終処分場の事業の背景について、最新の状況を踏まえ、内容を更新しました。 【その他の補正】
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	
p. 3. 88 9) 関係法令等の指定、規制等 (2) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況	甲府市公害防止条例の改正に伴い、甲府市環境保全条例に名称を修正しました。 【知事意見 I-2 に対応した補正】
p. 3. 103 ②騒音 (イ) 規制基準 カ) 甲府市公害防止条例	甲府市公害防止条例の改正に伴い、甲府市環境保全条例に名称を修正しました。 【知事意見 I-2 に対応した補正】
p. 3. 108 ④悪臭 (ア) 規制基準	甲府市公害防止条例が改正された甲府市環境保全条例では該当箇所の規制基準がなくなったため削除しました。 【知事意見 I-2 に対応した補正】
p. 3. 113 表 3-2-100 地下水の水質汚濁に係る環境基準	地下水の水質汚濁に係る環境基準の改正に伴い、カドミウムの基準値を修正しました。 【知事意見 I-2 に対応した補正】
p. 3. 115 表 3-2-102(1) 排水基準を定める總理府令「水質汚濁防止法」に基づく一律排水基準	排水基準を定める總理府令「水質汚濁防止法」に基づく一律排水基準の改正に伴い、1,4-ジオキサンの排水基準値を追加しました。 【知事意見 I-2 に対応した補正】
p. 3. 117 表 3-2-103 「下水道法」等に基づく下水道排除基準	下水道の政令で定める基準の改正に伴い、1,4-ジオキサンの排水基準値を追加しました。 【知事意見 I-2 に対応した補正】
p. 3. 123 ⑤水質汚濁 (イ) 規制基準 カ) 甲府市公害防止条例	甲府市公害防止条例が改正された甲府市環境保全条例では該当箇所の規制基準がなくなったため削除しました。 【知事意見 I-2 に対応した補正】
p. 3. 137 表 3-2-117(4) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況のまとめ	表 3-2-116(4) 甲府市公害防止条例の改正に伴い、甲府市環境保全条例に名称を修正しました。 【知事意見 I-2 に対応した補正】
p. 3. 138 表 3-2-117(5) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況のまとめ	表 3-2-116(5) 甲府市公害防止条例が改正された甲府市環境保全条例では悪臭に関する規制基準がなくなったため削除しました。 【知事意見 I-2 に対応した補正】

表 12-1-1(2) 環境影響評価書の補正内容

環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
第4章 方法書、準備書並びに評価書に対する意見及び事業者の見解	
p. 4. 30 2. 4 生態系 2) ミヅゴイの生息環境への影響の把握	予測・評価に用いたモデルの名称を「定量化モデル」に修正しました。 【その他の補正】
p. 4. 32 4. 3 評価書に対する意見及び事業者の見解	p. 4. 32～4. 33 評価書に対する意見及び事業者の見解を追加しました。 【その他の補正】
第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	
修正事項なし	
第6章 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果	
6.1 大気汚染	
p. 6. 15 6. 1. 1 調査結果の概要 5) 調査結果 (2) 上層気象 ① 調査結果概要	逆転層の区分の考え方について、分かりやすくなるよう表現を修正しました。 【知事意見 I-2 に対応した補正】
p. 6. 113 6. 1. 3 予測及び評価の結果 4) 施設の稼働による二酸化窒素等の影響 (5) 予測結果 (i) 1 時間値濃度予測(短期濃度予測)	逆転層の区分の考え方について、分かりやすくなるよう表現を修正しました。 【知事意見 I-2 に対応した補正】
6.2 悪臭	
修正事項なし	
6.3 騒音	
p. 6. 191 6. 3. 3 予測及び評価の結果 2) 資機材の運搬車両の走行による騒音の影響 (4) 予測方法 ② 予測式	道路交通騒音の予測モデルが更新されていることから用いた予測モデルの記載を ASJ RTN-Model2003 から ASJ RTN-Model2008 に修正しました。(予測結果は変更ありませんでした。) 【知事意見 I-2 に対応した補正】
6.4 空気振動(低周波音)	
修正事項なし	
6.5 振動	
修正事項なし	
6.6 水質汚濁	
p. 6. 288 6. 6. 1 調査結果の概要 5) 調査結果 (1) 水質、水底の底質 ④ 水底の底質	参考指標値の選定根拠を分かりやすくするため文章を修正しました。 また、底質の溶出試験における前処理方法について、表 6-6-8 の注釈に注 3) を追記しました。 【知事意見 I-1 に対応した補正】
p. 6. 295～6. 296 表 6-6-14 甲府気象台における年間最大日降雨量の推移	予測の対象とした降雨量の根拠を分かりやすくするため、「過去 30 年間の甲府気象台における降雨日の日降水量の年間平均値」の表に修正しました。また、併せて図 6-6-6 を修正しました。 【知事意見 I-1 に対応した補正】
p. 6. 297 表 6-6-15 予測地点における降雨時の濁水量	表の注釈に「表中の流出量は、流域面積と対象降水量を乗じた値であり、流出率を 100% とした計算である。」ことを追記しました。 【知事意見 I-1 に対応した補正】
6.7 水象	
p. 6. 307 図 6-7-4 間門川 (No. 2 地点) 及び蟹沢川 (No. 3 地点) の流域図	図の縮尺表記を追加しました。 【知事意見 I-1 に対応した補正】

表 12-1-1(3) 環境影響評価書の補正内容

環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 6. 317 6. 7. 2 予測及び評価の結果 1) 施設の存在による河川下流の流況の変化の影響 (4) 予測方法	水収支の算定の考え方を p. 6. 317 「②水収支の考え方」に追記しました。 【知事意見 I - 1 に対応した補正】
p. 6. 319 図 6-7-13 流出形態別土地利用（開発後）	開発後の流域界の表示及び河川の表示を分かりやすくなるよう修正しました。また、図 6-7-13 の上部に現況と開発後の流域界及び蟹沢川の比較が行える図を追加しました。 【知事意見 I - 1 に対応した補正】
p. 6. 320 ⑤蒸発散量の算定	予測・評価において、可能蒸発散量をもって蒸発散量として計算を行ったことを追記しました。 【知事意見 I - 1 に対応した補正】
p. 6. 324 (5) 予測結果 ③ 河川の流況の変化量	河川流量の予測結果と現況調査結果の関係性を確認し、予測の信頼性があることを追記しました。 【知事意見 I - 1 に対応した補正】
p. 6. 325 (7) 評価方法 ②環境保全に係る基準または目標との整合性に係る評価	目標設定根拠を分かりやすくするため目標設定の考え方の文章を追記しました。 【知事意見 I - 1 に対応した補正】
6.8 地盤沈下	
p. 6. 341 図 6-8-3(1) 地質断面図（縦断） 図 6-8-3(2) 地質断面図（横断）	図中にボーリング調査結果から得られた地下水位を追記しました。 【知事意見 I - 1 に対応した補正】
6.9 土壌汚染	
修正事項なし	
6.10 日照阻害	
修正事項なし	
6.11 陸上植物	
p. 6. 415～6. 416 表 6-11-16 保全すべき植物種の評価結果	事業の影響が残る対象種（マツバラン、アズマイチゲ、カザグルマ、コカモメヅル、ミヅコウジュ、カワヂシャ、ヤマユリ、エビネ、ギンラン）に対する環境保全措置の実施についての表現を修正しました。 【知事意見 I - 2 に対応した補正】
6.12 陸上動物	
p. 6. 514 6. 12. 4 予測及び評価の結果 1) 造成等の土地の改変、改変後の地形・樹木伐採後の状態等における保全すべき動物種への影響 (1) 予測項目	「6. 12 陸上動物」で取り扱う予測と「6. 14 生態系」で取り扱う予測の位置づけについて説明文を追加しました。 【知事意見 I - 2 に対応した補正】
p. 6. 517、6. 519、6. 532 表 6-12-49 保全すべき動物種の予測結果	「6. 14 生態系」においても影響評価結果、環境保全措置等が示されている対象種（ミゾゴイ、オオタカ、オオムラサキ）について参照ページを示しました。 【知事意見 I - 2 に対応した補正】
p. 6. 538～6. 539 表 6-12-51 環境保全措置	「6. 14 生態系」においても環境保全措置が示されている対象種（ミゾゴイ、オオタカ）について参照ページを示しました。 【知事意見 I - 2 に対応した補正】
p. 6. 541～6. 544 表 6-12-52 保全すべき動物種の評価結果（陸上動物）	事業の影響が残る対象種（カヤネズミ、ミゾゴイ、オオタカ、フクロウ、タカチホヘビ、サラサヤンマ、オジロサナエ、オオムラサキ）に対する環境保全措置の実施についての表現を修正しました。 【知事意見 I - 2 に対応した補正】
6.13 水生生物	
p. 6. 565 表 6-13-9 保全すべき水生生物種の評価結果（水生生物）	事業の影響が残る対象種（オジロサナエ）に対する環境保全措置の実施についての表現を修正しました。 【知事意見 I - 2 に対応した補正】

表 12-1-1(4) 環境影響評価書の補正内容

環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
6.14 生態系	
p. 6. 615、6. 616、6. 618 (7)環境保全措置の内容と経緯 ①環境配慮事項 表 6-14-29	「水辺環境の創出」、「緑化の実施」の環境配慮事項及び「ミゾゴイの保全」の環境保全措置の内容を記載したページと図番号を記載しました。 【知事意見 I - 2 に対応した補正】
p. 6. 620～6. 621 (9) 評価結果 ① 環境への影響の回避又は最小化に係る評価 ウ ミゾゴイ生息環境への影響の評価	ミゾゴイに対する影響について、影響の程度、環境保全措置の内容、最終的に残る影響の程度及び事後調査の結果の環境保全措置への反映方法を含め、P. 6. 620～621 の本文及び表 6-14-31 の表現を修正しました。 【知事意見 II - 1 に対応した補正】
6.15 景観・風景	
修正事項なし	
6.16 人と自然との触れ合いの活動の場	
修正事項なし	
6.17 廃棄物・発生土	
修正事項なし	
6.18 大気汚染物質・水質汚濁物質	
修正事項なし	
6.19 温室効果ガス等	
修正事項なし	
第7章 環境保全措置	
修正事項なし	
第8章 事後調査計画	
修正事項なし	
第9章 環境影響の総合的な評価	
修正事項なし	
第10章 関係地域の設定	
修正事項なし	
第11章 準備書からの修正の内容	
p. 11. 1 表 11-1-1(1) 第2章対象事業の目的及び内容 4) 最終処分場の施設計画	環境影響評価書での修正事項欄の文章の修正を行いました。 【その他の補正】
p. 11. 1 表 11-1-1(1) 第4章方法書並びに準備書に対する意見及び事業者の見解	環境影響評価書での修正事項欄に、準備書に対する意見及び事業者の見解を追加した旨の文章を追記しました。 【その他の補正】
p. 11. 3 表 11-1-1(3) 6.9 土壌汚染	環境影響評価書での修正事項欄に、環境配慮事項として追加した項目がある事を追記しました。. 【その他の補正】
第12章 評価書からの補正の内容	
評価書では記載なし	評価書からの補正の内容について章を追加しました。 【その他の補正】
第13章 環境影響評価書作成の委託先（評価書においては第12章）	
p. 12. 1 所在地 担当部署名	p. 13. 1 評価書作成担当者の異動に伴い、担当部署の所在地、担当部署名を変更しました。 【その他の補正】

注) 表中の【 】の記載は以下の部分に対応して補正したことを示す。

【知事意見 I - 1 に対応した補正】: 評価書についての知事意見「I 全般的な事項 1. 環境影響評価書手続中に新たに情報提供を行った資料の取扱い」に対応して補正した部分（知事意見の内容は、p. 4. 32 に記載）

【知事意見 I - 2 に対応した補正】: 評価書についての知事意見「I 全般的な事項 2. 分りやすい資料の作成」に対応して補正した部分（知事意見の内容は、p. 4. 32 に記載）

【知事意見 II - 1 に対応した補正】: 評価書についての知事意見「II 個別的な事項 1. 希少動物への配慮」に対応して補正した部分（知事意見の内容は、p. 4. 32 に記載）

【その他の補正】: 評価書についての知事意見以外で補正した部分

第 13 章　環境影響評価書作成の委託先

第13章 環境影響評価書作成の委託先

環境影響評価書及び補正後の環境影響評価書作成に係る業務の委託先は以下のとおりである。

名称：株式会社エイト日本技術開発

代表者氏名：代表取締役社長 小谷 裕司

所在地：東京都中野区本町5丁目33番11号（東京支社：契約先・担当部署）

担当部署名：グローカルビジネス本部 地球環境・エネルギー事業部 東京支社
環境計画部 エコ・リサーチグループ

TEL : 03-5341-5138 (担当部署直通)

URL : <http://www.ejec.ej-hds.co.jp/index.html> /

＜東京支社の所在地の地図＞

